

石炭じん肺訴訟の和解履行等関係経費 事務費 賠償償還及払戻金

令和4年度概算要求額 3.7億円（4.2億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 本事業は、国内炭鉱の坑内で働いていた労働者が、じん肺に罹患したとして国を提訴した訴訟において、国が、その訴訟の流れに従って損害賠償金を支払うものです。

なお、和解に当たっては、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月27日）で示された以下の要件を満たすことが必要です。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

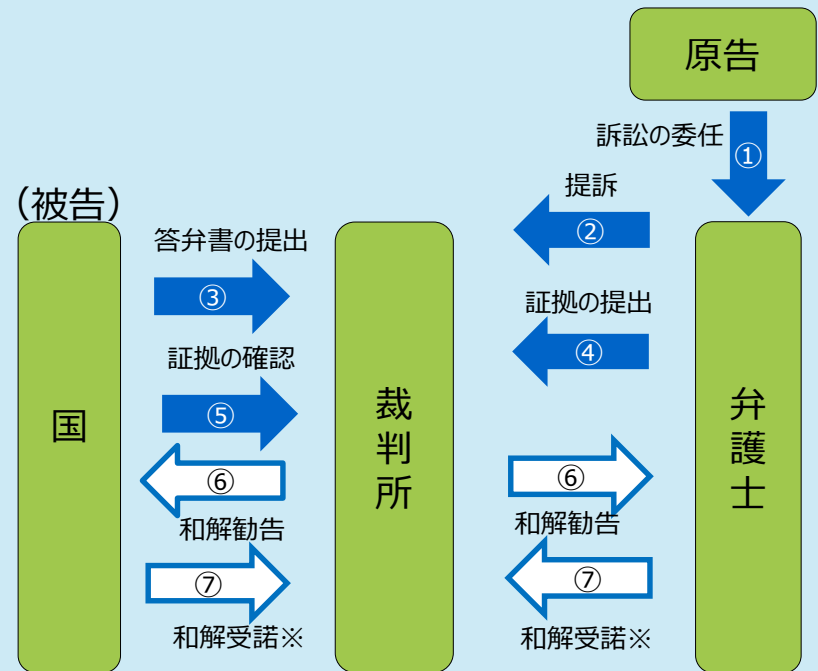
成果目標

- 最高裁判決の要件を満たす原告と和解が成立した場合に、速やかに損害賠償金を支払います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



原告と被告との**和解**
(※和解受諾しない場合は判決)

損害賠償金の支払